

令和7年度 第1回湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会次第

日 時 令和7年6月17日（火）

午後3時00分

場 所 湯河原町防災コミュニティセンター
2階 205 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

- (1) 令和6年度会務報告について
- (2) 令和6年度推進事業の経過について
- (3) 令和6年度協議会決算（案）について
- (4) 令和6年度共同処理事業等の負担割合及び負担実績について
- (5) 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会役員の改選について

4 その他

令和 7 年度第 1 回

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会資料

開催日時	令和 7 年 6 月 17 日（火） 午後 3 時 00 分
場 所	湯河原町防災コミュニティセンター 2 階 205 会議室

目 次

案件（１）	令和６年度会務報告について	… P 5
案件（２）	令和６年度推進事業の経過について	… P 7
案件（３）	令和６年度協議会決算（案）について	… P 11
案件（４）	令和６年度共同処理事業等の負担割合及び負担実績について	… P 13
案件（５）	湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会役員の改選について	… P 25

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員名簿

令和6年6月23日現在

湯 河 原 町 (8名)		
(職 名)		(氏 名)
副議長	広域行政特別 委 員 長	山本 俊明
委 員	広域行政特別 副 委 員 長	土屋 誠一
	広域行政特別 委 員	松野 洋一
		松井 一寿
		室伏寿美夫
	議 長	村瀬 公大
	副議長	善本 真人
会 長	町 長	内藤 喜文
委 員	副町長	

真 鶴 町 (8名)		
(職 名)		(氏 名)
議 長	広域行政特別 委 員 長	天野 雅樹
委 員	広域行政特別 副 委 員 長	高橋 敦
	広域行政特別 委 員	加藤 龍
		黒岩 範子
	議 長	田中 俊一
	副議長	海野 弘幸
副会長	町 長	小林 伸行
監 事	副町長	大塚 伸二

※役 員

[会 長] 内 藤 喜 文

[副議長] 山 本 俊 明

[副会長] 小 林 伸 行

[議 長] 天 野 雅 樹

[監 事] 大 塚 伸 二

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、湯河原町、真鶴町（以下「関係町」という。）が共通の利害に結ばれていることにかんがみ、これら関係町の有機的連携を図るとともに諸行政の広域化を推進し、もって住民の福祉を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会という。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両町に関係のある広域的に共同処理すべき事業の推進に関する連絡調整
- (2) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、次に定める委員によって組織する。

- (1) 関係町の長及び副町長
- (2) 関係町の議会議長及び副議長
- (3) 関係町の議会広域行政特別委員会から選出された委員 各5名以内

(役員)

第5条 協議会に、会長、副会長及び議長、副議長1名を置く。

- 2 会長、副会長の任期は2年とし、両町長の協議によって定める。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 議長、副議長は、両町の議会広域行政特別委員会委員長が2年ごとに交代するものとする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を処理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第6条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の推せんにより、会長が委嘱する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会の会議は、2分の1以上の委員から開催の要請があった場合に会長が招集する。
- 3 協議会の会議は、議長が主宰する。
- 4 協議会の議事は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数で決定する。
- 5 会長は、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(幹事会)

第8条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の命を受けて必要な事項を調査研究する。

3 幹事会の幹事は、両町の副町長、関連参事、消防長、議会事務局長及び関連課長とする。

4 幹事会には、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(専門部会)

第9条 協議会に、事業の一部を主掌する専門部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を会長の属する町役場に置く。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、関係町が負担する。

2 前項の負担割合は、協議会の会議において決定する。

(監事)

第12条 協議会に毎年度協議会の決算を監査するため監事1名を置く。

2 監事は、副会長の属する町の副町長とする。

3 前項の副町長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長の属する町の議会広域行政特別委員会の中から同委員会が選出した者をもって充てる。

(補則)

第13条 この規約に定めるものを除くほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の会議にはかり会長が定める。

附 則

この規約は、昭和40年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、昭和43年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年10月30日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年1月25日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和63年7月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成7年8月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年6月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 29 年 9 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条第 3 号に規定する委員の定数については、この規約の施行の日以後、初めて選任される関係町の広域行政特別委員会委員の選任時から適用する。

附 則

この規約は、令和 7 年 3 月 6 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

令和６年度 会務報告

年 月 日	内 容
令和６年５月１７日	第１回幹事会（湯河原町防災コミュニティセンター ２階２０６会議室） ○案件 協議会への提出案件 （１）報告事項 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員の変更について （２）案件 ア 令和５年度会務報告及び決算について イ 令和５年度共同処理事業等の負担割合及び負担実績について
令和６年６月１３日	第１回協議会（湯河原町防災コミュニティセンター ２階２０５会議室） ○報告 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員の変更について ○案件 （１）令和５年度会務報告について （２）令和５年度推進事業の経過について （３）令和５年度協議会決算(案)について （４）令和５年度共同処理事業等の負担割合及び負担実績について
令和６年１１月１日	第２回幹事会（湯河原町防災コミュニティセンター ２階２０６会議室） ○案件 協議会への提出案件 （１）報告事項 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員の変更について （２）案件 下水の処理に関する負担について
令和６年１１月１３日	第３回幹事会（湯河原町役場 第２庁舎３階会議室） ○案件 （１）協議会への提出案件 真鶴聖苑の委託事業者選定にかかる疑義の調査結果について
令和６年１２月２日	第２回協議会（湯河原町役場 第２庁舎３階会議室） ○報告 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員の変更について ○案件 （１）真鶴聖苑の委託事業者選定にかかる疑義の調査結果について （２）下水の処理に関する負担について

令和7年1月21日	第4回幹事会（湯河原町役場 第2庁舎3階会議室） ○案件 （1）令和7年度共同処理事業等の予算案の概要について （2）協議会への提出案件 ア 令和7年度湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画（案）について イ 令和7年度協議会予算（案）について ウ 令和7年度共同処理事業等の事業費予算について
令和7年2月12日	第5回幹事会（真鶴町役場） ○案件 （1）湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約の改正について （2）令和7年度事業計画（案）について （3）令和7年度共同処理事業等の事業費予算について （4）真鶴聖苑に係る負担金について
令和7年3月6日	第3回協議会（湯河原町防災コミュニティセンター 2階205会議室） ○案件 （1）湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約の改正について （2）令和7年度湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画（案）について （3）令和7年度協議会予算（案）について （4）令和7年度共同処理事業等の事業費予算について
令和7年3月14日	第6回幹事会（湯河原町役場 第2庁舎3階会議室） ○案件 （1）令和5年6月から令和7年5月の真鶴聖苑負担金額について
令和7年3月28日	第4回協議会（湯河原町役場 第1庁舎3階議会協議会室） ○案件 令和5年6月から令和7年5月の真鶴聖苑負担金額について
令和7年4月28日	令和6年度決算監査（真鶴町役場） 監事（真鶴町大塚伸二副町長）により、令和6年度決算の監査を実施

令和6年度 推進事業の経過について

1 共同処理事業等

(1) し尿処理事業

熱海市への事務委託により、円滑な管理運営、運搬体制の下、適切に処理を行った。

(2) 火葬場事業

「真鶴聖苑」の管理運営について、経費の節減に努めつつ火葬業務の円滑な実施と、施設改修工事や火葬炉設備の改修を行い、施設の適正な維持管理に努めた。また、熱海市火葬施設の被災に伴う火葬の受け入れ、火葬炉残骨灰売渡を開始して収入の増加に努めた。

(3) 消防事業

消防・救急・救助活動の充実強化のため、救助活動用資機材の更新配備や、令和6年度から2箇年かけて更新整備する、消防救急デジタル無線（共通波）の実施設計を行うとともに、消防職員の資質向上のため専門教育及び救急救命士教育研修を実施し、救急救命体制の充実を図った。

また、消防救急デジタル無線、マタニティ・サポート119事業及びNet119緊急通報システムの適正な運営と維持管理に努めた。

(4) 下水道事業

下水の処理並びに浄水センターの水処理設備改良工事など、事業の円滑な推進を図った。

(5) ごみ処理事業

平成23年度に策定した「中長期維持管理計画」に基づき、ごみ焼却施設等の大規模改修工事を実施するとともに、最終処分場を適切に運用し、ごみ処理事業の安定的運営に努めた。また、足柄下郡3町による可燃ごみの共同処理に向

けた、湯河原美化センター基幹的設備改良事業を令和5年度からの継続事業として実施している。

(6) 共有土地管理事業

真鶴町内にある真鶴町と湯河原町との共有土地について、適正かつ円滑な貸付事務及びその他の必要な管理に努めた。

2 西湘バイパスの再延伸について

県では、平成20年度から地形図作成、道路予備設計、環境調査を実施しており、局地的対策として、根府川合流部の改良事業が平成26年度に完成した。平成29年7月に小田原真鶴道路建設促進協議会で、国道135号の渋滞の解消を目的に、根府川交差点における市道への進入禁止の実証実験を実施した。

また、関東国道協会や神奈川県道路利用者会議に参画し、国に対し西湘バイパス延伸整備の早期事業化についての要望活動を実施した。

3 公の施設の相互利用について

「湯河原町と真鶴町の公の施設の相互利用協定」に基づき、両町住民の交流と福祉の向上を図るため、公の施設の有効利用を促進するとともに、町民割引を実施していただける民間施設についても、引き続き民間施設の協力をいただきながら相互利用を促進した。

4 真鶴駅前及び新福浦立体交差点の渋滞解消について

国道135号の上り車線では、真鶴駅や新福浦立体交差点付近で、朝夕の通勤時間帯や週末の観光客の通行時間帯に渋滞が発生している。真鶴駅前交差点においては、安全性の確保の点から道路標示の工事や駅前ロータリーの信号の移設工事を実施し、道路標示の明確化、道路幅員の拡幅、信号表示時間の変更、道路標示の改修等の対策を講じている。

地域住民にとっては重要な生活道路であることから、交差点内で見受けられる事象の把握に努めた。

5 水道事業の広域化について

両町においては、隣接関係にあり地理的合理性と飲料水の供給・受給関係から水道に関する連携があり、水道広域化の効果が得やすい地域であると考えられる。

神奈川県では、令和5年3月に県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組の内容等を示す「神奈川県水道広域化推進プラン」を策定した。これを踏まえ、両町の水道事業広域化に向け、効果が見込まれる連携方策について検討を行った。また、引き続き検討することを確認した。

6 し尿等処理について

熱海市及び両町のし尿等共同処理を実施するため、両町は令和2年度から熱海市にその事務を委託しており、両町のし尿等を熱海市前処理施設「エコ・プラント姫の沢」に運搬して前処理を行った後、「熱海市浄水管理センター」に投入して適切な処理を行った。

【令和6年度し尿等搬入実績】

熱海市	<u>7, 940. 87</u> t	(<u>52. 0</u> %)
真鶴町	<u>3, 534. 91</u> t	(<u>23. 1</u> %)
湯河原町	<u>3, 798. 93</u> t	(<u>24. 9</u> %)
計	<u>15, 274. 71</u> t	

7 湯河原パークウェイの活用促進について

令和7年度県の施策・予算に関する足柄下郡の地域要望として、通行料金の見直しについて国や県の働きかけを要望した。

8 教育関係事業について

教育的諸課題のうち、両町に関連するものについて、その都度、検討・協議を行った。

公の施設の相互利用状況について

1 湯河原町施設における真鶴町民の利用状況

(令和7年3月末現在 単位：人)

施設名	令和6年度	令和5年度	令和4年度	平成13年度 ～令和3年度	累 計	備 考
湯河原海浜公園 テニスコート	329	311	132	2,961	3,733	
湯河原海浜公園 プール	300	280	570	6,664	7,814	夏季のみ営業
湯河原町総合運動公園 多目的広場	0	15	16	1,235	1,266	
湯河原町総合運動公園 弓道場	4	11	33	163	211	令和2年7月 利用開始
湯河原町ヘルシープラザ	2,924	2,939	2,308	38,803	46,974	
湯河原町こごめの湯	4,903	4,980	4,147	130,136	144,166	
町立湯河原美術館	80	51	42	1,139	1,312	有料入館者のみ
湯河原町立図書館	1,476	1,264	1,347	40,283	44,370	利用冊数
湯河原町民体育館	20	19	0	990	1,029	平成22年11月開館
湯河原海辺公園ドッグラン	1,136	822	707	2,210	4,875	平成28年7月16日 開始
万葉公園管理棟会議室 及び周辺広場	0	0	0	0	0	令和3年4月 利用開始
合 計	11,172	10,692	9,302	224,584	255,750	

前年度との比較 104.5%

2 真鶴町施設における湯河原町民の利用状況

(令和7年3月末現在 単位：人)

施設名	令和6年度	令和5年度	令和4年度	平成13年度 ～令和3年度	累 計	備 考
真鶴町立中川一政美術 館	34	32	39	1,933	2,038	
真鶴町立体育館	2,316	2,069	2,555	75,766	82,706	
真鶴町立遠藤貝類博物館	298	238	205	3,665	4,406	平成22年4月開館
ケープ真鶴駐車場	90	105	171	1,268	1,634	平成16年7月から 相互利用開始
合 計	2,738	2,444	2,970	82,632	90,784	

前年度との比較 112.0%

令和6年度 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会収入支出決算書

1 収 入 (単位：円)

項	目	予 算 現 額			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較	説 明
		当初予算額	補 正 額	計						
1 分担金		100,000	0	100,000	100,000	100,000	0	0	0	
	1 分担金	100,000	0	100,000	100,000	100,000	0	0	0	湯河原町・真鶴町各5万円
2 繰越金		748,000	0	748,000	748,215	748,215	0	0	215	
	1 繰越金	748,000	0	748,000	748,215	748,215	0	0	215	前年度繰越金
3 諸収入		1,000	0	1,000	435	435	0	0	△ 565	
	1 諸収入	1,000	0	1,000	435	435	0	0	△ 565	預金利子
収 入 合 計		849,000	0	849,000	848,650	848,650	0	0	△ 350	

2 支 出 (単位：円)

項	目	予 算 現 額					支出済額	不 用 額	説 明
		当初予算額	補 正 額	予備費充当額	流用増減額	小 計			
1 会議費		50,000	0	0	0	50,000	12,028	37,972	
	1 会議費	50,000	0	0	0	50,000	12,028	37,972	会議食糧費(協議会・幹事会のお茶代)
2 事務局費		50,000	0	0	0	50,000	6,969	43,031	
	1 事務局費	50,000	0	0	0	50,000	6,969	43,031	事務用品費(コピー用紙代)
3 事業費		100,000	0	0	0	100,000	0	100,000	
	1 事業費	100,000	0	0	0	100,000	0	100,000	
4 予備費		649,000	0	0	0	649,000	0	649,000	
	1 予備費	649,000	0	0	0	649,000	0	649,000	
支 出 合 計		849,000	0	0	0	849,000	18,997	830,003	

案件(3)

収 入 合 計	848,650 円
支 出 合 計	18,997 円
収入支出差引残金	829,653 円 を翌年度へ繰越し

令和7年6月17日提出

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会

会長 内 藤 喜 文

以上の令和6年度湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会決算を
審査の結果、その収支は適正に処理されていることを認めます。

令和7年4月28日

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会

監 事

真鶴町副町長

大塚 伸二 

案件（４）

令和６年度 共同処理事業等の負担割合及び負担実績について

１ し尿処理事業

- (1) し尿処理事業に係る経費の負担方法〔平成８年７月１日付け及び平成14年４月１日付け協定による〕

ア 管理費及び施設費は、当該年度(令和６年度)のし尿処理量の実績割合で負担する。

※令和６年度処理量〔()内は前年度(令和５年度)の数値〕

区 分	し 尿	浄 化 槽	小 計	実績割合
湯河原町	104.51k1 (147.22k1)	3,652.93k1 (3,666.00k1)	3,757.44k1 (3,813.22k1)	51.76% (51.64%)
真 鶴 町	71.65k1 (76.28k1)	3,430.36k1 (3,494.92k1)	3,502.01k1 (3,571.20k1)	48.24% (48.36%)
合 計	176.16k1 (223.50k1)	7,083.29k1 (7,160.92k1)	7,259.45k1 (7,384.42k1)	100.00%

イ 人件費は、当該年度の給与を算定の基礎とし、次の表により求めた割合で負担する。

区 分	負 担 割 合	
監 理 監 督 業 務 員	課 長 職 の 給 与 ×20%	×当該年度(令和６年度) し尿処理量実績割合
管 理 業 務 員	担当課職員の給与 ×20%	

- (2) し尿処理事業に係る両町の負担額

区 分	総 額	湯河原町	真 鶴 町
管理費・施設費 (負担割合)	3,976,006円 (100.00%)	2,057,981円 (51.76%)	1,918,025円 (48.24%)
人 件 費 (負担割合)	3,644,860円 (100.00%)	1,886,579円 (51.76%)	1,758,281円 (48.24%)
合 計 【前年度】	7,620,866円 【7,618,788円】	3,944,560円 【3,934,342円】	3,676,306円 【3,684,446円】

2 火葬場事業

- (1) 経費の負担方法〔平成7年3月22日付け、平成8年7月1日付け及び平成13年2月9日付け協定による〕

ア 管理費は、実経費額(他市町利用者の使用料を除いた額)を両町の利用件数割合で負担する。

イ 施設費は、斎場施設の改良に要する費用につき、当該年度の4月1日における両町の人口割合により負担する。

※令和6年度利用件数等実績及び負担割合()内は前年度(令和5年度)数値

区 分	R 6 年度利用件数	R6負担割合	R 6 年 4 月 1 日 人口	R6負担割合
湯河原町	439 件(476 件)	75.17%	23,292 人(23,759 人)	77.82%
真 鶴 町	145 件(127 件)	24.83%	6,637 人(6,805 人)	22.18%
合 計	584 件(603 件)	100.00%	29,929 人(30,564 人)	100.00%

(参考) 令和6年度他市町分使用料 26,290,000円、火葬件数 377件

【前年度：5,110,000円、火葬件数 73件】

ウ 人件費は、当該年度の給与を算定の基礎とし、次の表により求めた割合で負担する。

区 分	負 担 割 合	
監 理 監 督 業 務 員	課 長 職 の 給 与 ×20%	×当該年度中(令和6年度)における両町住民の火葬利用数割合
管 理 業 務 員	担 当 課 職 員 の 給 与 ×20%	

- (2) 両町の負担額

区 分	総 額	湯河原町	真 鶴 町
管 理 費 (負担割合)	1,240,368 円 (100.00%)	△3,124,420 円※ (△251.89%)	4,364,788 円※ (351.89%)
施 設 費 (負担割合)	1,380,152 円 (100.00%)	1,074,092 円 (77.82%)	306,060 円 (22.18%)
人 件 費 (負担割合)	3,644,860 円 (100.00%)	2,739,886 円 (75.17%)	904,974 円 (24.83%)
合 計 【前年度】	6,265,380 円 【36,867,641 円】	689,558 円 【25,300,259 円】	5,575,822 円 【11,567,382 円】

※令和5年7月21日付け真鶴聖苑の負担金支払いに関する覚書に基づき、湯河原町の負担金額を減額し真鶴町の負担金額を増額した金額で算出した。

3 消防事業

(1) 経費の負担方法〔昭和51年3月16日付け協議の規約第3条第2項の規定に基づく令和6年度消防事務受託に要する経費の額及び負担時期の協議による〕

ア 真鶴分署に要する費用は全額真鶴町の負担

ただし、人件費については、管理職及び新採用職員を含む初任教育・専科教
育救急科未修了者等を除く職員の平均人件費にて算出するものとする。

イ 監理、監督に要する費用・管理業務に要する費用は職員数割合で算出、PA連
携（※1）業務に要する費用は過去5年間の実績業務件数比率で算出

ウ 基本的負担と実績負担に分けて負担した費用は、それぞれ負担対象経費の1
／2を基礎額とし、次の割合で算出

基本的負担と実績負担 に分ける委託業務内容	基 本 的 負 担 (基礎額は負担対象経費の1/2)	実 績 負 担 (基礎額は負担対象経費の1/2)
救急業務に要した費用 (人件費を除く。)	人口比率 (熱海市泉地区人口比率含む。)	過去5年間の実績救急業務 件数比率
救助業務に要した費用	人口比率 行政区域面積比率	過去5年間の実績救助業務 件数比率
予防業務に要した費用	防火対象物件数比率	過去5年間の実績許認可・ 予防事務件数
原因調査業務に要した 費用	人口比率	過去5年間の実績火災発生 件数比率
通信業務に要した費用	人口比率 (熱海市泉地区人口比率含 む。)	過去5年間の実績救急業 務、救助業務、火災発生の 合計件数比率
マタニティ・サポート 119 事業に要した費用	人口比率	過去5年間の実績業務件数 比率 (実績のない場合は人口比率の み。)

※1 PA連携とは、救急出場する際に、傷病者が心肺停止の状態や、搬送困難な場合
に消防隊を応援として増隊するもの

(2) 真鶴町の負担金額及び負担割合 170,364,279円【前年度 166,154,599円】

区 分	負担対象経費	負担割合	真鶴町負担金
真鶴分署に要した費用	95,901,375円	100.00%	95,901,375円
監理・監督に要した費用	86,129,591円	17.65%	15,201,872円
管理業務に要した費用	44,017,654円	16.67%	7,337,742円
救急業務に要した費用	9,734,495円	1/2×20.72%(基) 1/2×18.96%(実)	1,931,323円
救助業務に要した費用	106,314,307円	1/4×22.27%(基) 1/4×14.68%(面) 1/2×34.22%(実)	28,011,161円
予防業務に要した費用	15,378,650円	1/2×18.60%(基) 1/2×17.99%(実)	2,813,523円
原因調査業務に要した費用	7,519,895円	1/2×22.27%(基) 1/2×24.44%(実)	1,756,271円
通信業務に要した費用	68,966,644円	1/2×20.72%(基) 1/2×19.22%(実)	13,772,638円
マタニティ・サポート 119事業に要した費用	101,128円	1/2×22.27%(基) 1/2×15.00%(実)	18,844円
PA連携業務に要した費用	23,580,000円	15.35%	3,619,530円
合 計 【前年度】	457,643,739円 【473,749,610円】	—	170,364,279円 【166,154,599円】

※負担割合の(基)は基本的負担、(実)は実績負担、(面)は基本的負担のうち行政区域面積を表す。

実績件数比率表

令和6年度精算資料

1 業務比率表

年別区分 項 目		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	合 計	
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	比率
救 急 業務比率	湯河原	1,986	1,798	1,761	2,044	2,287	9,876	72.34%
	真 鶴	516	427	476	578	591	2,588	18.96%
	泉	227	209	263	220	269	1,188	8.70%
	合 計	2,729	2,434	2,500	2,842	3,147	13,652	100.00%
救 助 業務比率	湯河原	27	24	31	38	28	148	65.78%
	真 鶴	13	15	20	17	12	77	34.22%
	合 計	40	39	51	55	40	225	100.00%
予 防 業務比率	湯河原	1,121	828	955	1,104	1,154	5,162	82.01%
	真 鶴	211	185	198	229	309	1,132	17.99%
	合 計	1,332	1,013	1,153	1,333	1,463	6,294	100.00%
原因調査 業務比率	湯河原	4	11	10	4	5	34	75.56%
	真 鶴	2	1	3	3	2	11	24.44%
	合 計	6	12	13	7	7	45	100.00%
通 信 業務比率	湯河原	2,017	1,833	1,802	2,086	2,320	10,058	72.25%
	真 鶴	531	443	499	598	605	2,676	19.22%
	泉	227	209	263	220	269	1,188	8.53%
	合 計	2,775	2,485	2,564	2,904	3,194	13,922	100.00%
マタニティ ・サポート 119 業務比率	湯河原	18	11	20	16	20	85	85.00%
	真 鶴	0	3	4	5	3	15	15.00%
	合 計	18	14	24	21	23	100	100.00%
PA連携 業務比率	湯河原	169	153	153	184	174	833	84.65%
	真 鶴	27	34	24	33	33	151	15.35%
	合 計	196	187	177	217	207	984	100.00%

2 人口（救助・原因調査・マタニティ）・防火対象物（予防）比率表・行政区域面積（救助）比率表

※令和5年10月1日現在

区 分	湯河原町（比率）	真鶴町（比率）	合 計（比率）
人 口（人）	23,583 77.73%	6,755 22.27%	30,338 100.00%
防火対象物（件）	1,265 81.40%	289 18.60%	1,554 100.00%
行政区域面積（km ² ）	40.97 85.32%	7.05 14.68%	48.02 100.00%

3 人口（救急・通信）比率表

※令和5年10月1日現在

区 分	湯河原町（比率）	真鶴町（比率）	熱海市泉（比率）	合計（比率）
人 口（人）	23,583 72.32%	6,755 20.72%	2,271 6.96%	32,609 100.00%

4 監理・監督業務比率（職員比率） $12 \div (76 - 8) = 17.65\%$ ※令和6年10月1日現在

5 管理業務比率（職員比率） $12 \div (76 - 4) = 16.67\%$ ※令和6年10月1日現在

4 下水道事業

- (1) 経費の負担方法〔平成4年3月両町議会議決による規約第2条第2・第3項及び平成5年3月5日付け協定書、確認書による〕

ア 建設費負担

下水道施設の建設等に要する経費から、国庫補助金を減じた額に次の表の負担割合により負担する。

区 分	終末処理場建設費	幹線管渠建設費
湯 河 原 町	69.45%	59.41%
真 鶴 町	20.22%	40.59%
熱 海 市	10.33%	—

イ 下水処理負担

下水の処理に要した経費は、一市二町の予定処理水量の割合に応じて負担し、翌年度に精算する。

(2) 負担額

区 分	経 費	湯河原町	真 鶴 町	熱 海 市
建 設 費 負 担	80,600,000円	52,400,000円	15,256,000円	7,794,000円
下水処理負 担	315,196,330円	269,296,330円	9,200,000円 (10,394,953円)	36,700,000円 (39,480,727円)
合 計 【前年度】	395,796,300 円 【769,261,312円】	321,696,330円 【443,723,312円】	24,456,000円 【62,695,000円】	44,494,000円 【54,653,000円】

下水処理負担のうち、()は前年度分精算後の負担金額

5 真鶴町水路改修事業

- (1) 経費の負担方法〔平成元年7月28日付け協定書及び覚書に基づき、平成8年3月6日付け確認書による〕

既存水路の整備事業に充てた地方債の元利償還額について両町で負担する。

負担割合は、両町における排水区域からの雨水流出量を基準とし、次の表により負担した。

	全 体 計 画	両 町 の 内 訳			
		湯 河 原 町		真 鶴 町	
		流 出 量	負 担 割 合	流 出 量	負 担 割 合
流 出 量	8.768m ³ /S	2.164m ³ /S	24.68%	6.604m ³ /S	75.32%

- (2) 両町の負担額

区 分	元利償還額	湯河原町	真 鶴 町
9 月 (負担割合)	2,199,945円 (100.00%)	542,947円 (24.68%)	1,656,998円 (75.32%)
3 月 (負担割合)	2,601,939円 (100.00%)	642,158円 (24.68%)	1,959,781円 (75.32%)
合 計 【前年度】	4,801,884円 【4,801,888円】	1,185,105円 【1,185,106円】	3,616,779円 【3,616,782円】

6 ごみ処理事業

(1) 経費の負担方法

ア 議会費及び総務費は、湯河原町・真鶴町が各 50% 負担

イ 衛生費及び公債費

(ア) 処理費は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までのごみ搬入量比で按分負担

(イ) 施設整備に関する費用は、各事業の定める割合で負担

(2) 両町の負担金額及び負担割合

(単位：円)

	合計	財源内訳			
		負担金			諸収入ほか
		負担金計	湯河原町	真鶴町	
議会費 (負担割合)	685,897	685,897	342,949 50.00%	342,948 50.00%	
総務費 (負担割合)	5,804,682	5,804,682	2,902,341 50.00%	2,902,341 50.00%	
衛生費 (負担割合)	1,367,663,759	409,838,202	333,583,467	76,254,735	957,825,557
清掃費	271,391,417	220,017,115	178,829,911 81.28%	41,187,204 18.72%	繰越金 41,865,757 諸収入 9,508,545
ごみ焼却施設 大規模改修事業	24,200,000	288,035	288,035 100%	0 0%	県補助 10,525,000 組合債 10,600,000 真鶴町 2,786,965
基幹的設備改良 事業	853,258,587	10,287,876	8,738,680 —	1,549,196 —	国・県 273,286,000 組合債 509,100,000 真・箱 60,584,711
組合債管理基金 積立金	27,997	0	0	0	預金利子 27,997
最終処分場費	108,222,939	106,994,126	86,964,826 81.28%	20,029,300 18.72%	諸収入 1,228,813
粗大ごみ処理施設 費	40,261,559	31,917,818	25,942,802 81.28%	5,975,016 18.72%	諸収入 8,343,741
廃木材処理施設 費	33,028,589	24,391,974	19,825,796 81.28%	4,566,178 18.72%	手数料 5,592,200 諸収入 3,044,415
ストックヤード 整備事業	16,225,000	194,246	194,246 100%	0 0%	県補助 8,112,000 組合債 6,400,000 真鶴町 1,518,754
選別処理施設費	21,047,671	15,747,012	12,799,171 81.28%	2,947,841 18.72%	諸収入 5,300,659
公債費 (負担割合)	608,181,287	602,771,626	501,868,851	100,902,775	5,409,661
H24 焼却・粗大 大規模改修事業	8,833,342	8,833,342	6,912,090 78.25%	1,921,252 21.75%	
H25 焼却・粗大 大規模改修事業	20,591,114	20,591,114	16,155,788 78.46%	4,435,326 21.54%	
H26 焼却・粗大 大規模改修事業	16,784,731	16,784,731	13,189,442 78.58%	3,595,289 21.42%	
H27 焼却・粗大 大規模改修事業	20,283,854	20,283,854	15,999,904 78.88%	4,283,950 21.12%	
H28 焼却・粗大 大規模改修事業	14,754,872	14,754,872	11,637,167 78.87%	3,117,705 21.13%	
H29 焼却・粗大 大規模改修事業	9,917,934	9,917,934	9,917,934 100%	0 0%	
H30 焼却・粗大 大規模改修事業	14,836,080	14,836,080	14,836,080 100%	0 0%	

		合計	財源内訳			
			負担金			諸収入ほか
			負担金計	湯河原町	真鶴町	
R1	焼却・粗大 大規模改修事業	7,381,795	7,381,795	7,381,795 100%	0 0%	
R2	焼却・粗大 大規模改修事業	7,086,579	7,086,579	7,086,579 100%	0 0%	
R3	焼却・粗大 大規模改修事業	188,700	188,700	188,700 100%	0 0%	
R4	焼却・粗大 大規模改修事業	525,453	525,453	525,453 100%	0 0%	
R5	焼却・粗大 大規模改修事業	807,219	807,219	807,219 100%	0 0%	
R5	基幹的設備 改良事業	17,404	7,743	7,743 100%	0 0%	箱根町 9,661
H25	処分場既存 廃棄物撤去事業	257,038,023	251,638,023	192,301,777 76.42%	59,336,246 23.58%	繰入金 5,400,000
H26	処分場 再整備事業	10,433,070	10,433,070	8,198,307 78.58%	2,234,763 21.42%	
H27	処分場 再整備事業	10,384,664	10,384,664	8,191,423 78.88%	2,193,241 21.12%	
H28	処分場 再整備事業	93,634,657	93,634,657	73,849,654 78.87%	19,785,003 21.13%	
H29	処分場 再整備事業	58,918,752	58,918,752	58,918,752 100%	0 0%	
H30	処分場 再整備事業	55,763,044	55,763,044	55,763,044 100%	0 0%	
予 備 費		0	0	0	0	
合 計		1,982,335,625	1,019,100,407	838,697,608	180,402,799	963,235,218
(前年度)		2,280,659,807	940,034,243	774,770,204	165,264,039	1,340,625,564

※諸収入ほかの内訳

No.	区分	金額
1	国庫支出金	220,359,000円
2	県支出金	71,564,000円
3	組合債	526,100,000円
4	真鶴町負担金（事業）	55,369,259円
5	箱根町負担金	9,530,832円
6	繰入金	5,400,000円
7	繰越金	41,865,757円
8	廃木材処理手数料	5,592,200円
9	有価物売却代ほか	27,454,170円
計		963,235,218円

ごみ処理事業・利用実績及び負担割合表

I ごみ搬入量調 ()は前年度数値

	令和6年2月1日～令和7年1月31日	
	搬入量	比率
湯河原町	11,795.88 t (12,438.48 t)	81.28% (81.33%)
真鶴町	2,717.41 t (2,855.29 t)	18.72% (18.67%)
合 計	14,513.29t (15,393.77 t)	100.00% (100.00%)

II 施設大規模改修時に協議した負担割合(ごみ焼却施設)

	人口割率 【R7.1.1現在】 (A)	ごみ搬入割率 【R6.2.1～R7.1.31】 (B)	経費分担割率 (A + B) ÷ 2
湯河原町	(23,183人) 77.96%	81.28%	79.62%
真鶴町	(6,553人) 22.04%	18.72%	20.38%
合 計	(29,736人) 100.00%	100.00%	100.00%

7 共有土地管理事業

(1) 経費の負担方法及び貸付料等収入の分割方法

[平成17年3月両町議会議決による規約、平成17年3月17日付協定書及び平成30年3月28日付変更協定書による]

ア 管理経費は、次に掲げる経費とし、管理に要する経費の負担割合は、それぞれの共有土地の持分割合とし、契約に要する経費及び徴収に要する経費の負担割合は、それぞれ2分の1とする。

(ア) 管理に要する経費、契約に要する経費及び徴収に要する経費は、真鶴町が要した人件費のうち、それぞれ次の表の割合とする。

※基準となる人件費：真鶴町職員の平均給与額等(7,323,073円)×年間従事人数

区 分		割 合
管理に 要する 経 費	貸付共有土地	共有土地貸付面積／貸付総面積
	そ の 他 共 有 土 地	(共有土地総面積－共有土地貸付面積) ／(普通財産土地総面積－普通財産土地貸付総面積)
契 約 に 要 す る 経 費		共有土地貸付契約件数／普通財産土地貸付契約件数
徴 収 に 要 す る 経 費		共有土地貸付料／普通財産土地貸付料総額

(イ) 事務経費は消耗品費、燃料費、通信運搬費等とする。(負担割合は、それぞれ2分の1)

イ 共有土地の貸付料及び架設送電線路補償料は、持分割合によってそれぞれの収入とする。

(2) 湯河原町の負担額

区 分		管理経費	湯河原町負担額	負担割合
管 理 に 要 す る 経 費	貸付共有土地	2,525,581円		
	その他共有土地	869,651円		
	小 計	3,395,232円	1,257,594円	持分割合(※) (37.04%)
契 約 に 要 す る 経 費		1,587,847円	793,923円	1 / 2
徴 収 に 要 す る 経 費		1,250,195円	625,097円	1 / 2
事 務 経 費		40,000円	20,000円	1 / 2
採石場跡地測量経費				
前 年 度 精 算 分			△2,187円	
合 計		6,273,274円		
湯河原町負担額 【前年度】			2,694,427円 【2,602,517円】	

※持分割合

共有土地総面積 1,740,551.61㎡ (100.00%)
(うち 真鶴町持分 1,095,837.15㎡ (62.96%)
(うち 湯河原町持分 644,714.46㎡ (37.04%)

(3) 貸付料等収入額

ア 令和7年3月末収入済額

共有土地持分	区 分	貸付料等	真 鶴 町分	湯河原町分
真 鶴 町 (65/100) 湯河原町 (35/100)	貸 付 料 (現年度) (過年度)	421,902円 (421,902円) (0円)	274,236円 (274,236円) (0円)	147,666円 (147,666円) (0円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	12,864円	8,362円	4,502円
	J R 線 下 補 償	2,125,194円	1,381,376円	743,818円
真 鶴 町 (125/200) 湯河原町 (75/200)	貸 付 料 (現年度) (過年度)	31,253,191円 (30,344,697円) (908,494円)	19,533,245円 (18,965,436円) (567,809円)	11,719,946円 (11,379,261円) (340,685円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	1,159,443円	724,652円	434,791円
	J R 線 下 補 償	1,449,728円	906,080円	543,648円
合 計 (現年度) (過年度) 【前年度】		36,422,322円 (35,513,828円) (908,494円) 【39,757,777円】	22,827,951円 (22,260,142円) (567,809円) 【24,911,445円】	13,594,371円 (13,253,686円) (340,685円) 【14,846,332円】

イ 令和6年度調定額

共有土地持分	区 分	貸付料等	真 鶴 町分	湯河原町分
真 鶴 町 (65/100) 湯河原町 (35/100)	貸 付 料 (現年度) (過年度)	604,549円 (467,433円) (137,116円)	392,956円 (303,831円) (89,125円)	211,593円 (163,602円) (47,991円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	12,864円	8,362円	4,502円
	J R 線 下 補 償	2,125,194円	1,381,376円	743,818円
真 鶴 町 (125/200) 湯河原町 (75/200)	貸 付 料 (現年度) (過年度)	53,413,696円 (35,693,536円) (17,720,160円)	33,383,558円 (22,308,459円) (11,075,099円)	20,030,138円 (13,385,077円) (6,645,061円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	1,159,443円	724,652円	434,791円
	J R 線 下 補 償	1,449,728円	906,080円	543,648円
合 計 (現年度) (過年度) 【前年度】		58,765,474円 (40,908,198円) (17,857,276円) 【64,846,782円】	36,796,984円 (25,632,760円) (11,164,224円) 【40,596,452円】	21,968,490円 (15,275,438円) (6,693,052円) 【24,250,330円】

案件（５）

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会役員の改選について

(任期：令和７・８年度)

役職名	現役員	新役員
会長	湯河原町長 内藤 喜文	
副会長	真鶴町長 小林 伸行	
議長	真鶴町広域行政特別委員会 委員長 天野 雅樹	
副議長	湯河原町広域行政特別委員会 委員長 山本 俊明	
監事	真鶴町副町長 大塚 伸二	